

第 1 1 6 回徳島県都市計画審議会 会議録

- 1 開催日時 令和 6 年 1 1 月 1 3 日（水） 1 3 時 0 0 分～1 3 時 4 0 分
- 2 開催場所 徳島県庁 1 0 階 大会議室
- 3 出席委員 阿部和英、池添純子、小川宏樹、尾野薫、芝原知世、田中智、
段野聡子、西村智子、山中英生、堺瑞崇（代理：矢部裕示）、
仙台光仁（代理：大井茂）、豊口佳之（代理：相田晴美）、木下賢功、
須見一仁 （計 1 4 名）
- 4 審議事項 議第 5 2 8 号
産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について
（建築基準法第 5 1 条に関する件：石井町）

＜篠原室長補佐＞

それでは、少し早いのですが、お揃いになりましたので、ただ今から第 1 1 6 回徳島県都市計画審議会を開催いたします。

私は、都市計画課まちづくり室室長補佐の篠原と申します。よろしくお願いいたします。着座にて進めさせていただきます。

当審議会は、徳島県都市計画審議会条例第 5 条第 1 項の規定によりまして、委員の半数以上の出席をもって成立いたします。当審議会の委員定数は 2 0 名でございますが、ただ今、本会場にご出席をいただいている委員は、1 1 名、また、オンラインにより、3 名の委員にもご参加いただいております。定足数を満たしていることを、まずもってご報告申し上げます。

続いて、会議資料の確認をさせていただきます。本日の会議資料は、A 4 一枚物の配席図及び委員名簿、A 4 両面の第 1 1 6 回 徳島県都市計画審議会議案書及び添付資料、そして参考資料 1 及び参考資料 2、以上の 6 点となっております。過不足はございませんでしょうか。

次に、ご発言の際のマイク的使用方法について、説明します。机の上にあります白いボタンがマイクのスイッチになっておりますので、ご発言の際には、このボタンを押していただいてから、ご発言いただき、ご発言が終わりましたら、再度ボタンを押してくださるようお願いいたします。

それでは、開会にあたりまして、徳島県県土整備部・プロジェクト統括監の神原より

ご挨拶を申し上げます。

<神原プロジェクト統括監>

徳島県県土整備部・プロジェクト統括監の神原でございます。

本日、第１１６回徳島県都市計画審議会を開催いたしましたところ、委員の皆様方には大変ご多忙の中、当審議会にご出席いただきありがとうございます。また、日頃より本県都市計画行政の推進につきまして、特別のご理解、ご協力を賜っておりますこと、この場をお借りして、厚くお礼申し上げます。

さて、本日の審議会は、令和５年１月以来の開催となり、委員の皆様方の改選もありまして、前回の審議会から比べますと、２０名の委員中、１２名の新たな委員の方にご就任いただき、開催の運びとなっております。

本日は、石井町における産業廃棄物処理施設の用途に係る審議１件をお願いすることとなっております。このあと事務局よりご説明させていただきますので、ご審議の程、どうぞよろしくお願いいたします。

<篠原室長補佐>

議事進行に入りたいと思います。なお、本日の審議会は、昨年９月に学識経験者が改選されて以降、初めての開催となりますので、新しい会長が選出されるまでの議事進行は、都市計画課長の脇谷が務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

<脇谷課長>

都市計画課長の脇谷でございます。それでは、会長選出まで議事進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、「報告第１０７号 委員の異動」について事務局から報告をお願いいたします。

<篠原室長補佐>

それでは、委員の異動について、お手元の議案書の１ページをご覧ください。

上段が、今回の第１１６回都市計画審議会、下段が、前回の第１１５回都市計画審議会の委員名簿でございます。前回の審議会から今回の審議会までの間に、新たにご就任いただいた委員の方は１２名でございます。お名前の横に（新）と記載させていただいております。

ここで、委員の異動の報告を兼ねまして、本日、ご出席の委員の皆様をご紹介させていただきます。

まず、学識経験者として御就任いただいております、徳島県商工会議所連合会会長 阿部委員、徳島文理大学准教授 池添委員、徳島大学大学院教授 小川委員、本日は、リモートでご参加いただいております宮崎大学講師 尾野委員、同じく、リモートでご参加いた

だいております徳島県社会福祉協議会 芝原委員、徳島県農業会議事務局次長 田中委員、徳島大学教授 段野委員、弁護士 西村委員、徳島大学大学院研究部長 山中委員。

続きまして、関係行政機関から、徳島県警察本部の堺委員の代理として徳島県警察本部交通規制課の矢部課長様、農林水産省中国四国農政局の仙台委員の代理として、本日はリモートでご参加いただいております中国四国農政局農村計画課の大井課長様、国土交通省四国地方整備局長の豊口委員の代理として徳島河川国道事務所の相田副所長様。

続きまして、徳島県議会から、徳島県議会議員の木下委員、須見委員。

以上１４名の方にご出席いただいております。事務局からの報告は以上でございます。

<脇谷課長>

それでは、続きまして「会長の選出」をお願いしたいと思います。会長の選出につきましては、審議会条例第４条第１項におきまして、「学識経験者の委員の互選によってこれを定める」と記されております。このことにつきまして、委員各位にお諮りしたいと思います。いかがいたしましょうか。

（阿部委員 挙手）

<脇谷課長>

阿部委員、お願いいたします。

<阿部委員>

はい。これまで、当審議会の会長を務めていただいております徳島大学大学院研究部長の山中先生は、都市計画に造詣が深く、経験も豊富でございますので、引き続きまして会長をお願いしたいと思います。いかがでございましょうか。

<各委員>

異議なし。

<脇谷課長>

ただ今、「山中委員の会長就任について異議なし」というご賛同の声をいただきました。山中委員、会長をお受けいただけますでしょうか。

<山中委員>

はい。

<脇谷課長>

ありがとうございます。よろしくお願いいたします。それでは、山中会長、会長席の方へご移動をお願いします。

(会長席へ移動、着席)

<脇谷課長>

それでは、山中会長、一言ご就任のご挨拶をいただければと思います。

<山中会長>

引き続きご指名いただきました、山中でございます。多分、平成30年からしておりますので5期目かな、という感じです。

都市計画審議会ですけども、これはご存じの通り都市計画法で定める、県が定める都市計画決定というものについて、我々がその内容について確認をして、知事に答申するという役割になってます。ご存じのように都市計画法自体は、様々な事業を進める中で、いわゆる土地所有者の私権を制限するという内容になります。なので、こういう形ですね、皆さん色々な分野から来ていただいて、正しくそういうことが行われるかどうかについて確認いただくという必要がございます。なので皆さん、大変重要な役割になっておりますので、どうぞ今後ともそれぞれの知見を充分に確認していただいて、正しく都市計画が運用されることを、ご協力いただければと思います。

微力ながら進行役させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

<脇谷課長>

ありがとうございました。それでは、徳島県都市計画審議会及び常務委員会運営規則第5条により、「審議会の会議の議長は会長をもって充てる」となっていますので、以後の議事進行につきましては、山中会長にお願いしたいと思います。山中会長、よろしくお願いいたします。

<山中議長>

それではですね、まず、議事の5番目からですね、「会長職務代理者の指名」ということですが、どのような規定になっているかについて、説明を事務局からお願いします。

<篠原室長補佐>

参考資料2の1ページをご覧ください。会長職務代理者の指名につきましては、徳島県都市計画審議会条例第4条第3項で、「会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する」と定められていますので、会長に職務代理者の指名をお願い

いするものでございます。よろしくお願いいたします。

<山中議長>

はい、分かりました。それでは、私の方から会長職務代理者を指名させていただきます。会長職務代理者はですね、今までしていただきました弁護士の西村委員さんをお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

<山中議長>

西村さんよろしいですか。

<西村委員>

はい。

<山中議長>

それではどうぞよろしくお願いいたします。

<山中議長>

次が、議事の6になります。「常務委員の指名」ということになっております。こちらについての規定についてご説明をお願いいたします。

<篠原室長補佐>

参考資料2の2ページをお開きください。常務委員会につきましては、徳島県都市計画審議会条例第6条第1項において、「審議会は常務委員会を置くことができる」とあり、第2項で常務委員会は、「審議会の委任を受けその権限に属する事項で軽易なものを処理する」とされ、第3項で常務委員会は、「会長の指名した委員7人以内をもって組織する」と定められております。

次に4ページをお開きください。徳島県都市計画審議会及び常務委員会運営規則第15条第1項により、常務委員会の委員につきましては、都市計画審議会委員20名のうちから指名するものとされています。また、審議会の委任を受けて処理する軽易な内容については、5ページの運営規則第16条第1号から4号に記載されております。会長からは、この常務委員7名の指名をお願いいたします。

<山中議長>

はい、分かりました。それでは、私の方から常務委員の指名をいたします。

都市計画審議会の委員定数は20名で、そのうちの学識経験者の委員は12名です。7名のうちですね、4名を学識経験者の委員から、あと関係行政機関、市町村長の代表、県

議会議員の方から、それぞれ1名ずつを指名させていただきたいと思います。

まず学識経験の委員ですけれども、私と職務代理者をお願いしました弁護士の西村委員さん、それから徳島文理大学の池添委員さんをお願いしたいと思います。それと、本日欠席されていますが、建築士の井川委員さんに引き続き指名をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

またですね、関係行政機関の委員は、県警本部 堺委員さん、今日は代理で矢部課長さんが出席されていますが、よろしく願いします。

それから市町村長の代表としても、本日欠席されておりますが、徳島市長の遠藤委員さんをお願いいたします。

それから県議会議員の委員からは、木下委員さんをお願いします。

以上、7名を常務委員として指名いたします。よろしく願いいたします。

皆さん、よろしいでしょうか。

<各委員>

はい。

<山中議長>

それではすみませんが、よろしく願いいたします。

続きましてですね、「会議録署名者の指名」です。これもどのような規定になっているかご説明お願いします。

<篠原室長補佐>

参考資料2の4ページをお開きください。会議録署名者につきましては、運営規則第14条で、「会議録に署名する委員は2人とし、議長が会議の初めにおいて指名する」となっておりますので、会長よりその指名をお願いいたします。

<山中議長>

はい、それでは、私の方から指名させていただきます。

今日の会議録の署名は小川委員さんと芝原委員さんをお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

<小川委員、芝原委員>

はい。

<山中議長>

それでは、これから議案の審議に入っていきたいと思います。

報道関係者の方はおられんですね。

それでは確認をしましたので、本日の議題は、お手元の議案書にございますように、議第528号の1件ですので、内容について事務局から説明をお願いいたします。

<桂野まちづくり室長>

都市計画課 まちづくり室長の桂野でございます。それでは、議第528号についてご説明させていただきます。

議案書の3ページからご覧ください。本付議案件につきましては、建築基準法第51条ただし書の規定に基づくものでございまして、まず、私の方から、その付議に係る法律上の制度についてご説明させていただきます。

議案書の4ページをご覧ください。今回、ご審議いただく内容につきましては、名西郡石井町高川原の市街化調整区域におけます、産業廃棄物処理施設の木くず破碎施設に関する案件でございます。施設の位置につきましては、議案書の5ページの都市計画図、また、議案書6ページの拡大した位置図をご参照ください。

続きまして、右肩に参考資料1と書いてあります資料、2枚組の分をお開きください。左上の1ページもしくはモニターをご覧くださいますと資料のほう出ていますのでご覧ください。

建築基準法第51条では、都市計画区域におきましては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場の他、その他政令で定める処理施設としまして、ごみ処理施設、産業廃棄物処理施設、廃油処理施設の用途に供する建築物は、「都市計画においてその敷地の位置が決定されているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。」とされております。また、これに続きますただし書の規定がございまして、「ただし、特定行政庁が都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合におきましては、この限りでない。」とされております。このため、今回、申請のありました産業廃棄物処理施設を設置する場合には、都市計画決定またはただし書許可のいずれかの手続きが必要とされております。

資料2ページ、もしくはモニターの方をご覧ください。次に、廃棄物処理施設の都市計画決定権者につきましては、一般廃棄物処理施設は、市町村、産業廃棄物処理施設は、都道府県とされておりました。一般的な運用としましては、地方公共団体が設置する施設につきましては、都市計画決定、民間が設置する施設につきましては、ただし書規定によるものとして運用されております。また、建築基準法の許可が必要となります規模につきましては、建築基準法施行令におきまして、産業廃棄物処理施設の種類により定められておりました。木くずの破碎施設につきましては、処理能力が日あたり5トンを超える規模のものは、許可が必要とされています。

資料3ページをご覧ください。今回の案件につきましては、民間が設置する施設でございまして、剪定枝・伐採木等の木くずを処理する既存の一般廃棄物処理施設につきまして、

家屋解体工事等で発生しました産業廃棄物となる木くずで、日あたりの処理能力が５トンを超える規模を再生材に加工する木材破砕機を追加で設置するため、既存建築物の用途変更を行うものでありますことから、建築基準法５１条ただし書の規定に基づき、県の都市計画審議会におきまして、ご審議いただくものでございます。

本日は、産業廃棄物処理施設を計画している敷地の位置が都市計画上支障がないかどうかにつきまして、ご審議いただくものでございまして、市街化の動向や周辺環境に対する影響など、土地利用の観点、また、申請地周辺におけます都市施設や、その他周辺道路などへの影響の有無など、都市施設の観点などから、ご審議をお願いしたいと考えております。

これから議第５２８号につきまして、詳しい説明を県住宅課建築指導室よりご説明させていただきますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

<美野建築指導室長>

建築指導室の美野でございます。着座にて説明をさせていただきます。廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について説明いたします。

議案書の４ページをご覧ください。申請地は、名西郡石井町高川原字高川原１８１４番及び１８１５番１の各一部でございます。敷地面積は、１，３６４．５５平方メートル、現在、建築基準法第５１条の許可が不要であります一日あたり約４トンの処理能力を有する機械を設置して、一般廃棄物である剪定枝や伐採木を処理しております。この度、他の建設会社から排出される家屋解体工事等で発生した木くずの追加受入を計画しておりまして、一日あたり１１２．８トンの処理能力を有する機械を追加するため、一日あたり５トンを超える一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設になります。以上のことから、建築基準法施行令第１３０条の２の２の２第１号及び第２号イに定める処理施設等にあたるため、建築基準法第５１条の許可が必要となるものでございます。

別綴じの添付資料１から３ページをご覧ください。許可申請に関する各法文を抜粋し添付しております。内容につきましては、先ほど説明がありましたので、改めての説明は省略いたします。

なお、徳島県都市計画審議会への諮問に先立ち、石井町都市計画審議会から石井町長へ「敷地の位置について、都市計画上の支障はないと認められる。」との答申を得ていることを確認しております。ただし、周辺住民の戸別訪問で未同意となっている１０戸について、徳島県産業廃棄物処理指導要綱第１０条第１項の規定に基づき、理解を得られるよう努められたいとの意見がございました。今回の周辺住民への戸別訪問につきまして、徳島県産業廃棄物処理指導要綱により半径３００メートルの範囲で行っております。範囲につきましては、添付資料８ページに示しております。赤色で示しているのが対象家屋の５２戸でありまして、着色していないものにつきましては店舗などの住宅以外の建物となります。対象家屋の５２戸は、申請者において、令和５年６月に戸別訪問し、同意をもらうことが

できたのは42戸の住宅等となります。留守等により同意をもらえなかった残りの10戸につきましては、令和5年7月に1回、令和5年8月に1回、それぞれ訪問を行っております。6月の訪問と合わせて合計3回訪問をいたしました。ここでも留守等といった理由により同意書にサインはもらえておりません。今回の石井町からの意見を受けて、申請者からは、同意をもらえなかった10戸につきましては、今年の12月中に説明資料を持って再度戸別訪問を行う旨の報告を受けております。今回の新たな破碎機を稼働させることにつきましては、同意をもらえた住民からは意見はなかったと聞いております。

続きまして、議案書の5ページの位置図①をお願いします。

申請地について説明いたします。申請地は、位置図で中央に赤で着色した箇所で、JR石井駅などがある石井町石井地区の中心地区から北東に約1.5キロメートルの位置にあり、申請地北側には県道30号徳島鴨島線、申請地東側には渡内川沿いに県道230号第十白鳥線が、あと、申請地南側には工業地域との境界線となっております県道232号平島国府線に囲われております。

続きまして、添付資料8ページをご覧ください。位置図でございますが、周辺の状況について説明をさせていただきます。申請地の周辺は田畑が大多数を占めており、申請地から約300メートル圏内には住宅や店舗などが点在しており一番近い他の建物までの距離は約140メートルとなっております。なお、半径300メートル以内に、学校、病院、老人ホーム等はありません。都市計画では市街化調整区域に位置づけられており、申請地周辺での今後の都市計画施設等の計画はありません。

続きまして、添付資料4ページをご覧ください。今回計画している施設の配置図です。現在すでに、倉庫とチップ置場の建物2棟が存在しており、一般廃棄物の木くずを破碎する既存破碎機が添付資料14ページの写真②の箇所にございます。このたび既存破碎機に新設の自走式破碎機を追加し、一般産業廃棄物である伐採木などと家屋解体工事等で発生する産業廃棄物の木くずを破碎するものでございます。

敷地の用途につきましては、一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設で、建物の現況につきましては、倉庫が鉄骨平屋建て110平方メートル、チップ置場が鉄骨平屋建て114.64平方メートルで、新しい建物を建てる計画はありません。添付資料5ページに平面図を添付しております。新設自走式破碎機につきましては、添付資料10ページと11ページに外形を示す寸法図と仕様書、添付資料12ページに能力計算書を添付しております。既存破碎機の仕様・能力計算書は、次の添付資料13ページに添付しております。

続きまして、添付資料6ページに戻っていただきまして、木くず破碎施設の運営について説明いたします。作業時間につきましては、一番下の欄に書いてございまして、月曜日から土曜日、午前8時から午後5時まで、1日8時間で、年間300日としております。一覧表の下から3段目の破碎処理能力、最大取扱予定量の欄をご覧ください。一日あたり最大取扱量は、80トンを見込んでおり、年間作業日数300日から年間取扱量を24,000トンとしております。一日あたりの取扱量としては、破碎機の処理能力の約7割程

度であり、十分処理可能でございます。工場への廃棄物搬入につきましては、トラック車両で、一日あたり最大１０台を見込んでいますが、これは一日あたり取扱量を８０トンといたしますと、一台あたり最大積載量１０トントラックの８割程度の積載を想定しており、一日１０台となっております。

搬入経路につきましては、添付資料９ページをご覧ください。経路は、緑色の北ルートと、青色の南ルートの２通りを想定しております。例えば北ルートでは、県道徳島鴨島線から、幅員７メートルの県道第十白鳥線を南進し、右折後、幅員約４．６メートルの町道高川原３３号線を約１００メートル西進し、進行方向右側にある敷地内に乗り入れ、添付資料４ページの配置図上、青色で囲った①②保管場所付近で停車し、ここで木くずを一時保管いたします。木くずの異物を手作業で除去後、配置図上にある赤色で明示の自走式破砕機に投入し、粉碎された木くずを配置図上⑤の付近で、出荷前の商品として保管いたします。

また、新設自走破砕機と既存破砕機で、木くずを一般廃棄物、産業廃棄物として処理することになっておりますが、廃掃法上の所管部局に支障はないと伺っております。

続きまして、添付資料７ページをご覧ください。関係法令の処理状況について説明いたします。

①関係各課の意見を聴取し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律による産業廃棄物適正立地審査会を令和６年３月５日に開催、同年３月２６日に、その結果、生活環境の保全の観点からは問題ない旨、申請者に通知しております。また、産業廃棄物処理指導要綱による設置等に係る事前協議は、令和６年５月８日に終了しております。

②廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設の設置許可申請は、今回の建築基準法５１条許可後に受付となっております。産業廃棄物処分の許可申請につきましては、施設設置許可後に提出することとなっております。

③騒音規制法による特定施設設置届は、指定区域外であるため、提出不要になりますが、徳島県生活環境保全条例第２７条に基づく騒音発生施設の設置届を、騒音発生施設の設置の工事の開始の日の３０日前までに、提出する必要があります。

④振動規制法による特定施設設置届についても、指定区域外であるため、提出不要となっております。

⑤大気汚染防止法による一般粉じん発生施設の届出については、がれきや石の破碎を行わないため、提出不要となっております。

⑥建築基準法５１条建築許可申請につきましては、令和６年９月５日に東部県土整備局吉野川庁舎を通じ、申請済となっております。

以上で議第５２８号の説明を終わります。ご審議、よろしくお願いいたします。

<山中議長>

はい。お疲れ様でした。

ただ今のご説明に対してご質問等を受けたいと思いますが、いかがでしょうか。

<山中議長>

戸別訪問されて10戸残っているということが指摘されているのですが、主にどういうところが、10戸はどういう内訳になっているのでしょうか。「留守」という発言でしたけども、いわゆる空き家状態なのか、居住者がいるのかみたいなことは分かっているのでしょうか。

<美野建築指導室長>

同意をもらえていない10戸につきましては、その内訳について説明をさせていただきます。そのうち2戸については、話を聞いていただいて「特段の意見はない」ということなんですけども、同意書にサインをくださいというところで、ちょっと難色を示されると。10戸のうち3戸につきましては、インターホン越しに話をしたんですけども、説明書等の資料はいりませんと。残りのあと5戸につきましては、留守等であったため、資料のみを投函したということでございます。

<山中議長>

いわゆる空き家状態のところは、対象にならないと考えたら良いのですね。

<美野建築指導室長>

空き家状態のところは対象にしておりません。

<山中議長>

居住者が必ずおられるということですね。

<美野建築指導室長>

そうです。

<山中議長>

分かりました。という状況だそうです。

(須見委員 挙手)

<山中議長>

はい、どうぞ。

<須見委員>

１００パーセントの８割方許可が出ていると。１００パーセント許可が出ないとＯＫにならないとか、そういう制限みたいなものはないのですか。石井町からの回答によったら、理解を得られるよう努められたいとか、必ずしも強制ではないんですか。

<美野建築指導室長>

周辺の人々の同意につきましては、許可の要件にはなっていないです。できるだけ理解を得るように努めなさい、というところでとどまっております。

<須見委員>

はい、分かりました。

<山中議長>

被害が出た場合は、不服が出てくるわけですが、ここで確認をしておく必要はないということですね。

ほかにいかがでしょうか。

<山中議長>

あと、前回同じようなときには、騒音の状況の話が皆さんの懸念事項だったんですけども、今回の機械について、その辺の情報が無いようなのですが、何か確認されていますか。

<池田主任専門員>

環境指導課です。環境指導課のほうで、事業者から事前に環境アセス、いわゆるミニアセスですけども、騒音を含めての調査結果を確認しております。

発生源、そもそもの破碎機の騒音レベルで言いますと、８９デシベルっていう大きなんですけども、今回、当該場所がいわゆる県条例、生活環境保全条例におけるその他の区域というところに該当します。そこではですね、昼間７時から１９時の間では基本的に６５デシベルを目標にしなければということなんです。

先ほどその発生源については８９デシベルで超えていますけれども、現況調査をした上でその機械が動いたことによる、その騒音の負荷分を考慮して、プラスするわけですけども、その予測計算をした結果、敷地境界で予測しています。敷地境界の辺りに当該施設、コンクリートのブロックとか、囲いとかをしていますので、ある程度減衰するということもありまして、予測結果としては５４．１デシベルということで６５デシベルを下回っているということ。

それから生活環境衛生調査ですので、具体には直近人家にどれくらい影響があるかということも確認しておりまして、今回、施設から１４５ｍくらい離れております。数値上は

51. 8デシベルということになりますので、65以下ということを確認しております。
以上です。

<山中議長>

基準上は問題ないだろうということと、この機械は倉庫の中に入るんですね。主にね。

<池田主任専門員>

そうですね。今回、建屋の中に機械の方は置くということなので、さらにそれで減衰するということは考えられると思います。

<山中議長>

ほか何かありますでしょうか。

<池添委員>

先ほどの計5戸は留守ではないけれども、サインはいただけてないということになるかと思うんですけども、そういったお宅がより300メートル圏内の中でも建物に近いとか傾向があったり、これまでの既存で動いているものと何か関係があってそういう意見を持っているとかそういうところの傾向があれば教えていただきたいです。

<山中議長>

5戸、留守ではない5戸。なるほど。

<美野建築指導室長>

今回の申請地から遠い、近いとかの因果関係はないのですが、おそらく例えば、話はふんふん聞いてくれて、特に意見はないのですけれども、やっぱり書面にサインをしたりだとか判子を押してくれみたいなことをお願いしているところに難色、そのところでハードルが一つあるのかなというところと、留守等に出てくれないというところで、すれ違いのところもあるので、その辺は改めて12月にまた戸別訪問しますので。

<山中議長>

特に懸念されているのは、すごく近いので気にされていてっていう風なことがあるかどうかということですね。

<池添委員>

はい。

<山中議長>

遠いところはほとんど関係ないだろうということで、思っておられるんですけども、そういう近いところで10戸の方がおられたかどうかという確認ですよね。

<池添委員>

はい。

<美野建築指導室長>

近いところではなくて、ほぼ300メートルの円を描いている、その円の外周の近い辺りで、もらえていないところがございます。

<山中議長>

近場の方で同意いただいていない方はいないであろうということによろしいですか。

<美野建築指導室長>

はい。

<山中議長>

ほかいかがでしょうか。ないですか。よろしいですか。

はい。とくに、私の懸念していた事項は全部確認させていただきましたが、皆さんのほうではこの事業自体に、敷地の位置についてですね、都市計画上の支障という、この場合は相隣環境になると思いますけども、周辺の都市化とかそういうものに対して影響は与えないと思いますので、それについて「支障がない」というふうに判断させていただいてよろしいでしょうか。

<各委員>

異議なし。

<山中議長>

そうしましたら、本件については「異議なし」ということですので、議第528号についてそのように決議いたします。

本日の議案の審議は、終了いたしました。事務局にマイクをお返します。

<篠原室長補佐>

それでは、神原プロジェクト統括監より、閉会の挨拶を申し上げます。

<神原統括監>

本日は、ご審議を賜り、また、ご承認いただきまして誠にありがとうございました。

委員各位におかれましては、今後とも、本県の都市計画行政につきまして、御理解・御協力をお願いいたしまして、閉会のあいさつとさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

<篠原室長補佐>

それでは、これをもちまして、第１１６回徳島県都市計画審議会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

－以上－